

令和7年度
西成区役所 補助作業に従事する
会計年度任用職員（アルバイト）
登録者募集要項

令和7年2月17日
西成区役所総務課

西成区役所では、事務事業の執行が一時的に増加するなど、一時期短期間に職員の増加を必要とする場合に勤務していただく、補助作業に従事する会計年度任用職員（アルバイト）の事前登録者を募集します。

登録を希望される方は、この募集要項をよくお読みになったうえで、必要書類を西成区役所総務課まで送付してください。

令和7年度中に任用を必要とする業務が生じた際、登録いただいた方の中から条件の合う方を選考し、補助作業に従事する会計年度任用職員として採用します。

※登録されたすべての方が必ず採用されるわけではありませんので、ご注意ください。

1 職務内容

- ・事務資料等の点検・整理・編綴
- ・事務資料等の複写・配布作業
- ・郵便物の集配作業
- ・上記以外の簡易な事務

2 登録資格

地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない者

<欠格条項>

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・大阪市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 任用期間

任用開始日より2ヶ月以内（延長はありません）

4 勤務条件等

(1)勤務時間

1日あたり7時間45分以内、1週間あたり30時間以内

※ 従事業務によって異なります。

(2)主な勤務場所

- ・西成区役所（西成区岸里1丁目5番20号） または
- ・西成区保健福祉センター分館（西成区太子1丁目15番17号）

(3)報酬等

時給：1,308円（別途交通費支給）

※ 上記報酬等は、令和7年2月時点のものであり、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

5 服務事項

採用された方は、身分は短期間の公務員となるため、正規職員と同様に地方公務員法の規定が適用され、（1）地方公務員法又はこれに基づく条例などの規定に違反した場合、（2）職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、（3）全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合に、懲戒処分の対象となります。

6 登録申し込み方法

(1)申し込みの方法

西成区役所ホームページより次の提出書類をダウンロードしたものに必要事項を全て記入し、封筒の表に「会計年度任用職員応募」と朱書し西成区役所総務課（9 登録申込みと問合せ先）へ送付もしくは持参してください。

※ 提出書類については、西成区役所総務課にてお渡しする事も可能です。

※ 提出書類のお渡し及び持参いただく場合は、下記の時間内のみ可能です。

〔月曜日～金曜日の9：00～17：30（12：15～13：00を除く）祝日は除く。〕

〔提出書類〕

・大阪市会計年度任用職員採用申込書・・・1通

・申し立て書・・・1通

※ 提出書類は一切お返しいたしません。

※ 申込書に記載の個人情報、補助作業に従事する会計年度任用職員採用関係事務以外に使用いたしません。

(2)受付期間

令和7年2月17日（月）～令和8年1月30日（金）

(3)名簿への登録

申込書受領後、補助作業に従事する会計年度任用職員登録者名簿に登録します。名簿の中から必要に応じて選考し採用しますので、登録された方が必ず採用されるわけではありません。

※ 任用資格を満たさない方は、名簿登録をいたしません。

(4)登録名簿の有効期間

登録名簿の有効期間は、名簿登録時点～令和8年3月31日までとなります。

(5)登録の取消・変更・失効

他に就職が決定した等で登録を取り消される場合や、住所や連絡先を変更される場合は、必ず西成区役所総務課へご連絡ください。

なお、登録後任用資格を満たさないことが判明した場合には、登録は取り消されます。

7 登録後の面接等の連絡

面接の日程や選考会場等に関する連絡は、各課より任用する時期に合わせて申込書記載の連絡先に行います。

※ 登録いただいても、登録期間中(名簿登録時点～令和8年3月31日)に全ての方に連絡があるわけではありませんので、ご了承ください。

8 選考の方法

書類審査や面接により採用を決定します。

選考結果は西成区役所内の各課より受験者本人あてに通知されます。

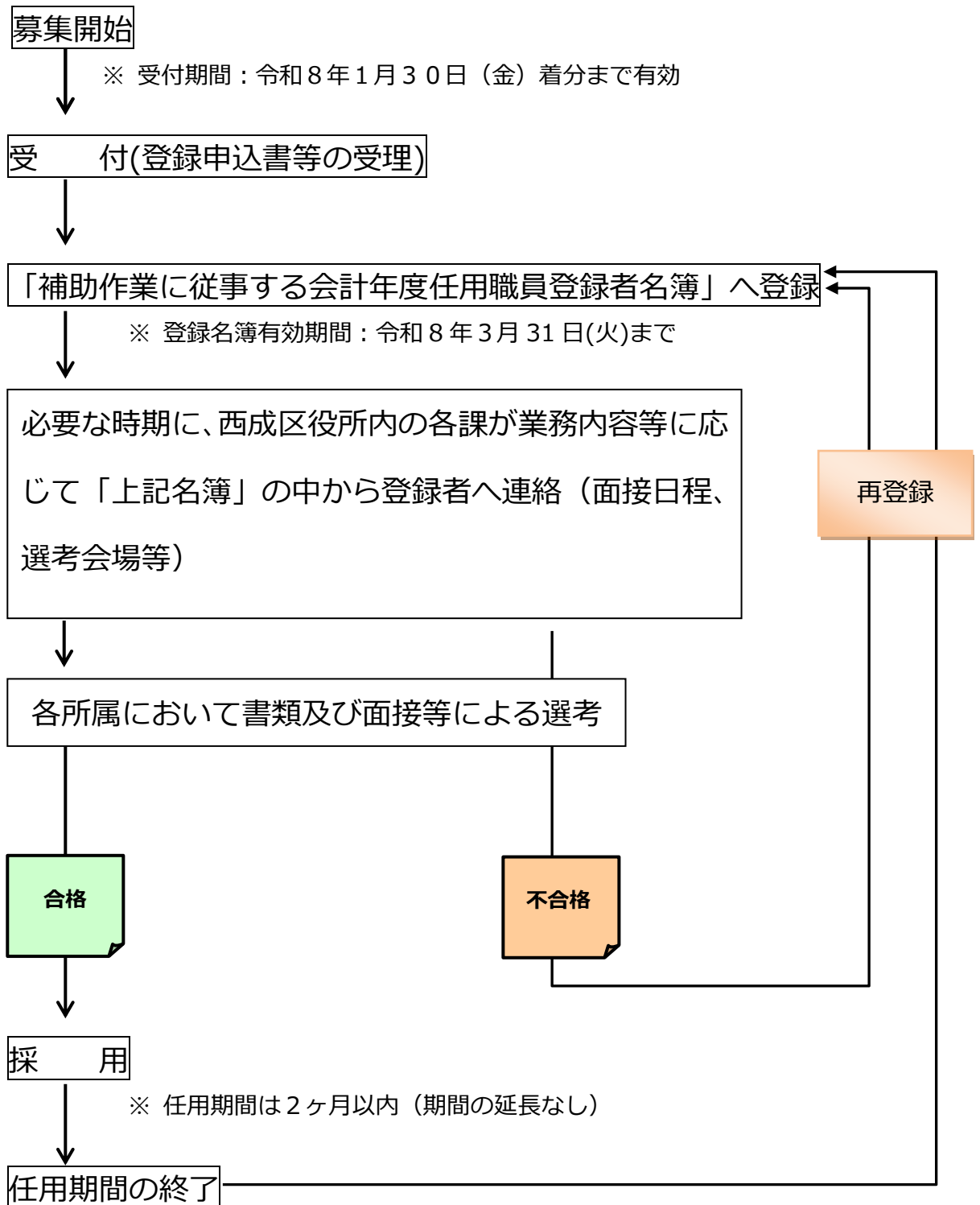
9 登録申込みと問合せ先

西成区役所総務課（西成区役所 7階72番窓口）

〒557-8501 大阪市西成区岸里1丁目5番20号

電話：06-6659-9625

登録から採用までの流れ



※ 名簿から削除の依頼がなければ名簿に再登録します。

なお、引き続きの採用はできません。次回の採用候補となるのは任用期間満了日から1ヶ月経過の後となります。ただし、その間に本市にて雇用された場合は採用候補となることはできません。